

議員提出議案第 1 号

埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 8 日提出

埼玉西部消防組合議会

提出者 中 毅 志

賛成者 梶 田 博 之

賛成者 大 沢 えみ子

賛成者 永 澤 美恵子

賛成者 金 子 博

提 案 理 由

刑法の一部改正により、埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の規定中における「懲役」を「拘禁刑」に改める必要があることから、所要の改正を行うため提案するものである。

埼玉西部消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合議会の個人情報保護に関する条例（令和５年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。